南東大西洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のための機関を設立することがこれらの目的に最も寄与することを確信し、

前記の事項を達成することが、全人類の利益、特に開発途上国の特別な利益及び必要性のため、公正かつ衡平な経済秩序の実現に貢献することに留意して、

次のとおり協定した。

第一条　用語

この条約の適用上、

(a)　「千九百八十二年の条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b)　「千九百九十五年の協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c)　「沿岸国」とは、自国の管轄の下にある水域が条約水域に接続する締約国をいう。

(d)　「委員会」とは、第五条の規定に従って設置する南東大西洋漁業委員会をいう。

(e)　「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f)　「監督措置」とは、委員会が第十六条の規定に基づいて採択する監視、検査、遵守及び取締りに関する決定又は行動をいう。

(g)　「漁業管理機関」とは、海洋生物資源に関する規制措置をとる権限を有する政府間機関をいう。

(h)　「漁獲」とは、次のことをいう。

(i)　漁業資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとし、若しくは採捕しようとすること。

(ii)　科学的調査を含むあらゆる目的で、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii)　漁業資源の集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探索し、又は回収すること。

(iv)　この(h)に規定する活動を支援し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。

(v)　この(h)に規定する活動に関連し、航空機を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における飛行を除く。

(i)　「漁業主体」とは、千九百九十五年の協定第一条3に規定する漁業主体をいう。

(j)　(i)　「漁船」とは、漁業資源の商業上の採捕のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（母船その他そのような漁獲操業に直接従事する船舶及び転載に従事する船舶を含む。）をいう。

(k)　「漁業調査船」とは、(h)に定義する漁獲であって科学的調査を目的とするものに従事する船舶（常時調査に従事する船舶及び通常は商業的な漁獲操業又は漁獲の補助活動に従事する船舶を含む。）をいう。

(l)　「漁業資源」とは、条約水域内の魚類、軟体動物、甲殻類その他定着性の種族をいい、次のものを除く。

(i)　千九百八十二年の条約第七十七条4に規定する沿岸国の漁業管轄権の対象となる定着性の種族

(ii)　千九百八十二年の条約附属書Ⅰに掲げる高度回遊性の種

(m)　「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのものをいう。

(i)　船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国

(ii)　地域的な経済統合のための機関であって、船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの

(n)　「海洋生物資源」とは、海洋生態系のすべての生物的な構成要素（海鳥を含む。）をいう。

(o)　「地域的な経済統合のための機関」とは、別段の定めがある場合を除くほか、当該機関のすべての構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(p)　「転載」とは、寄港国により陸揚げを記録されることなく、海上又は港において漁船内の全部又は一部の漁業資源を他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条　目的

この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条　一般原則

締約国は、この条約の目的を実現するに当たり、適当な場合には南東大西洋漁業機関を通じて、特に、次のことを行う。

(a)　入手することのできる最良の科学的証拠に基づき、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること。

(b)　第七条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。

(c)　漁獲操業が海鳥、鯨類、あざらし類、うみがめ類等生態学上関連する種に及ぼす影響を十分に考慮しつつ、漁業資源に関するこの条約の規定を適用すること。

(d)　必要な場合には、採捕の対象となる漁業資源と同一の生態系に属する種又は当該漁業資源に関連し、若しくは依存する種の保存管理措置を採択すること。

(e)　漁業の慣行及び管理措置においては、海洋生物資源全体への有害な影響を最小にする必要性に十分な考慮を払うことを確保すること。

(f)　海洋環境における生物の多様性を保全すること。

第四条　地理的適用

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、条約水域（緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線により囲まれる水域のうち、国の管轄の下にある水域を越える全水域をいう。）に適用する。

南緯六度の国の管轄の下にある水域の外縁から真西に西経十度の子午線まで、そこから真北に赤道まで、そこから真西に西経二十度の子午線まで、そこから真南に南緯五十度の緯度線まで、そこから真東に東経三十度の子午線まで、そこから真北にアフリカ大陸の海岸までの線

第五条　機関

1　締約国は、この条約により南東大西洋漁業機関（以下「機関」という。）を設立する。締約国は、機関を維持することに合意する。

2　機関は、次のものから成る。

(a)　委員会

(b)　補助機関としての遵守委員会及び科学委員会並びにこの条約の目的の達成を補助するために委員会が随時設置する他の補助機関

(c)　事務局